

フェリス女学院大学  
撮影貸出に関するガイドライン

2025年5月7日制定

本ガイドラインは、フェリス女学院大学諸施設の学外への貸与内規（2000年7月24日制定）に関わらず、学外諸団体による大学施設の使用のうち、撮影を目的とする場合の運用を定めるものです。本ガイドラインは、フェリス女学院大学広報課が所管します。

本学の施設を撮影等の目的で使用する際は、以下のガイドラインに従い、所定の手続きを経て許可を得ること。

1. 使用許可基準  
以下の範囲で許可する。
  - (1) 大学の教育・研究活動に支障をきたさないこと。
  - (2) 公序良俗に反しない目的であること。
  - (3) 施設及び設備が適切に使用されると認められること。
  - (4) 本学のブランドイメージを損なわないこと。
2. 使用許可  
施設の使用を希望する者は、所定の申請書を提出し、大学の許可を得なければならない。
3. 申し込み方法
  - (1) 撮影希望者は事前に広報課に相談のうえ、企画書を提出する。
  - (2) 原則として、撮影当日の1か月前に相談すること。なお、1か月以上前の相談であっても学事日程等の都合により要望に添えない場合がある。
  - (3) 企画書により学長が撮影可否を判断する。
  - (4) 撮影希望者は撮影許可申請書および使用場所等の資料を添えて申し込む。
4. 使用許可の取消・変更  
次の場合には使用許可を取り消しまたは変更することがある。
  - (1) 授業や研究など大学業務に支障が生じる場合。
  - (2) 大学が提示する遵守事項に違反した場合。
  - (3) 学長が不相当と認めた場合。
5. 撮影可能場所  
キャンパス構内とする。ただし、原則として以下のとおりとする。
  - (1) 教室の使用は1回の撮影につき6教室までを上限とする。
  - (2) 収容人数121名以上の教室の使用は1回の撮影につき1教室までとする。追加使用を希望する場合は別途相談のうえ、追加料金を設定する場合がある。
6. 撮影可能日  
原則として土曜日及び祝日並びに長期休業期間の平日とする。（日曜日、年末年始、入学試験実施及び準備期間、各種行事、公式イベント開催時を除く。）
7. 撮影可能時間  
原則として午前9時から午後6時まで（機材の搬入出に要する時間を含む）とする。  
※上記時間外の撮影を希望する場合は、事前に相談すること。
8. 撮影料金（税抜き）
  - 【平日】  
スチール撮影：20,000円／時間  
映像（ムービー）制作：40,000円／時間
  - 【土曜・祝日及び7.撮影可能時間の時間外】  
スチール撮影：30,000円／時間  
映像（ムービー）制作：50,000円／時間ただし、フェリスホールを使用する場合は別途以下の料金を加算する。
  - 【平日】  
30,000円／日
  - 【土曜・祝日】  
40,000円／日

※教育・研究目的や非営利団体による撮影は、料金の減免を検討する場合がある。

9. 支払い条件
  - (1) 撮影料金は、本学発行の請求書に基づき原則請求日の翌月末までに支払うものとする。
  - (2) 支払い方法は、指定された口座への振込によるものとする。振込手数料は利用者負担とする。
10. キャンセル
  - (1) 使用者の都合によるキャンセルの場合、キャンセル申請書を速やかに大学へ提出して承認を得なければならない。
  - (2) キャンセル料は以下のとおりとする。なお、災害、荒天等やむを得ない事情による場合はこの限りでない。  
撮影日の7日前まで：無料  
撮影日の3～6日前：撮影料金の30%  
撮影日の前日・当日：撮影料金の50%
11. 基本遵守事項  
施設使用者は、以下の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 許可された目的以外で使用してはならない。
  - (2) 使用後は原状復帰を原則とする。
  - (3) 火気に十分注意すること。
  - (4) 学生・教職員の肖像権・プライバシーに配慮すること。
12. 禁止事項  
以下の行為は禁止する。
  - (1) 許可なく附帯設備や特殊装置を操作すること。
  - (2) 騒音や振動など、周囲に迷惑をかける行為。
  - (3) 施設・設備を損傷するおそれのある行為。
13. 飲食および喫煙
  - (1) 施設内での飲食は指定された場所に限り認める。ゴミは持ち帰ること。
  - (2) 大学内は全面禁煙とする。
14. 盗難・紛失等  
施設使用中の盗難や紛失について、大学は一切責任を負わない。貴重品の管理は使用者の責任において行うこと。
15. 損害賠償  
使用者の過失によって生じた損害については、使用者が全額負担し、原形復帰を行うものとする。
16. 保険  
撮影に関わる事故等に備え、使用者は保険に加入すること。
17. その他  
本規程に定められていない事項については、本学の指示に従うこと。本ガイドラインは予告なく変更することがある。

以上